

《13面からつづく》

急性期総合医療センターへの統廃合、総合健康診査事業(ナイスミドルチェック)の廃止など、府民・市民の命と健康をないがしろにする行政が企図されている。協会はこのような行政改革に反対し、住民の福祉の増進という自治体の本旨に沿った責任を果たすよう府や自治体に求める。

③ 口腔保健法(2011年8月成立)の趣旨に基づき積極的に口腔保健事業の促進を求め、歯科健康施策の抜本改善を図ることを求める。病診連携による口腔ケアの推進をはかる体制の整備など、さまざまな歯科医療提供体制の改善をいち早く進めるよう自治体に求めていく。

④ 医科の保険医協会との連携を強め、大阪府・各市町村へ積極的に懇談要請を行い、保険でよい歯科医療を目指す運動への協力団体・個人をさらに増やし、共に大阪から声を上げ、歯科保健医療をはじめとする医療・福祉行政の改善運動に取り組んでいく。

⑤ 府下の労働者の失業率は高く、歯科診療所に治療で訪れる患者の経済的・時間的条件はあまりにも悪い。最低賃金は生活保護基準とリンクしているため、最低賃金の引き上げの運動と同時に、現在予定されている生活保護基準の切り下げを阻止する運動が欠かせない。生活保護は国民の権利として、切り下げのよりむしろ充実させることが必要である。

橋下市長の行政改革により大阪市西成区では、「医療機関等確認制度」の導入で生活保護受給者の医療機関へのフリーアクセスが阻害されている。一方、大阪市が生活保護指定医療機関の新規指定に独自の基準を持ち込み、審査・指導の強化を目論んでいる。これが西成区から府下全域に広がる懸念がある。このような日常診療を阻害し、府民の最低生活を脅かす行政に対し強く反対するとともに、改善を求める。

## 6、国民皆保険を崩壊させるTPP参加に反対する

TPPに参加し医療に市場原理を持ち込む

ことは「国民皆保険制度」を破壊し、格差医療をもたらす最悪の選択である。国民医療を守るためTPP反対の急速な運動の広がりをやらなければならない。

新聞、チラシ、署名、パンフ、インターネットなど、あらゆる手段を通じた政策宣伝の強化を行っていく。すべての政党、国会議員に参加反対を訴え、行政機関との交渉などの取り組みも強化していく。

## 7、社会保障としての国民皆保険を空洞化し、社会保障制度の「解体」を狙う社会保障制度改革推進法の実施を許さない

社会保障制度改革推進法は、社会保障の分野の改悪を最大の目的にしている。自立・自助の名で医療、介護、年金、保育、生活保護のさらなる切り捨てを進めようとしており、その露払いが生活保護基準の引き下げだ。このような、社会保障改悪の動きに対して反対運動を大きく広げ、改善を求める。同時に負担と給付を厳しく管理し、社会保障費の総枠抑制を押し付けるマイナンバー法案に反対する。

## 8、東日本大震災、福島第一原発事故被災者対策を全面的に支援する

大震災後、未だに30万人を超える人々が苦しい避難生活を強いられている。被災者の緊急要求に基づき必要な公的支援を国の災害政策の基本原則に据えることを強く求めていく。

福島第一原発では、使用済み燃料プールの冷却装置が停電で長時間停止するような危険性が浮き彫りになった。他の原発直下の活断層が次々指摘されるような現実において、国



17万人が集まった2012年7月の脱原発集会＝東京都内



「原発ノー」を訴えながらパレードする協会役員ら＝2013年3月10日、大阪・中之島公園

民多数の「原発ゼロ」の声に逆らって、原発再稼働、新增設を公言する政権・路線に強く反対していく。「原発ゼロの会・大阪」の活動を積極的に広めていく。

## 9、憲法の理念に基づき生存権や人権を生きかし、平和・民主主義を守る

9条を守り抜き、9条を生かした平和外交でこそ、アジアと世界から信頼を得ることが

できる。核兵器廃絶、オスプレイ・沖繩米軍基地の問題等にも積極的に国民運動の一翼を担い、「医科歯科九条の会」「反核平和医療人の会」の活動をより発展させ、平和と民主主義を守る立場で大いに取り組みを進める。25条に規定される生存権の保障を守ることが国民の命と健康を守る団体としての使命だ。生活保護基準の切り下げや社会保障改悪には断固反対する。

## 10、休保・年金・グループ保険など共済の拡大

休業保障制度の募集が7年ぶりに再開された。募集停止以降の新規加入の資格がなくなりながら入らなかった会員だけでも700人超にのぼる。加入を希望している会員の期待に応えられるよう取り組みを強める。

保険医年金についても、協会の自家共済制度として、開業医会員・勤務医会員ともに利用しやすい内容にするため、保団連、受託生保会社を通じて今後とも制度の補強・充実をめざす。また、新規開業者・既開業者ともに融資を受けられやすいよう提携先金融機関の拡大に努める。

労働保険委託事務は、安い委託手数料や迅速な手続きに努め、利用医院が開業医会員の2割となっている。さらにサービスの向上に努め利用医院の拡大をめざす。

## 11、組織の拡大と強化

協会は3900人の会員の声を力に、休業保障制度の募集再開の実現、診療報酬の引き上げなど、さまざまな前進を生み出してきた。頼りになる協会の魅力の一つに加わった休業保障制度の募集再開を組織の拡大・強化の課題の中に位置付け、取り組んでいく。

今後国民医療を守り会員要求を実現するために、さらなる強固な会づくりと4000

人会員の達成をめざして全力を尽くす。

## 12、会員、住民に近い地区活動

地区活動は、直接、会員から協会に対する意見をくみ上げ、歯科健診や歯科健康教室などの取り組みを通して地域の住民とのつながりを強める窓口にもなっている。これからは地区会員から出された意見をもとに身近で役に立つ講習会を旺盛に取り組み、歯科健診、歯科健康教室の開催などを通じて住民の受診を促す。



枚方市で開いた歯科健診の様相 250人超が受診した＝2011年10月23日

## 13、理事会、専門部及び事務局の強化

歯科保険医の生活と権利をまもり、国民の歯科医療の充実と向上、国民の健康を図ることを目的として活動する規約、総会決定・方針、理事会決定に基づき、理事及び専門部員は事務局員と協力・連携して協会活動にあたる。

事務局員は、理事会を補佐し、実務的に保障する役割があり、医療保障、社会保障の運動の専門家であることが求められる。そのためにも必要実務能力、理論政策能力、組織能力を高めるための学習・教育を重視することにも、方針の遂行に必要な体制ならびに人材を確保する。